

株式交換に関する事後開示書面

2021年7月26日

東洋インキ SC ホールディングス株式会社

マツイカガク株式会社

2021年7月26日

株式交換にかかる事後開示書類

東京都中央区京橋二丁目2番1号
東洋インキ SC ホールディングス株式会社
代表取締役社長 高島 悟

京都府京都市伏見区治部町130番地
マツイカガク株式会社
代表取締役社長 中村 隆裕

東洋インキ SC ホールディングス株式会社（以下「東洋インキ SC」）とマツイカガク株式会社（以下「マツイカガク」）は、2021年6月11日付にて両社の間で締結した株式交換契約書に基づき、2021年7月26日を効力発生日として東洋インキ SCを株式交換完全親会社、マツイカガクを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」）を行いました。

本件株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、会社法第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、以下の通りです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2021年7月26日

2. 株式交換完全子会社に関する事項（会社法施行規則第190条第2号）

（1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

（2）会社法第785条の規定による手続の経過

マツイカガクは、会社法第785条第3項の規定に基づき、2021年6月18日付にて、マツイカガクの株主に対して本件株式交換をする旨、株式交換完全親会社である東洋インキ SCの商号及び住所を通知しましたが、会社法第785条第1項の規定による株式の買取請求をおこなった株主はおりませんでした。

- (3) 会社法第 787 条及び会社法第 789 条の規定による手続きの経過
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における事項（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過

東洋インキ SC は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会決議による承認を受けずに本件株式交換を行ったため、会社法第 796 条の 2 の規定による株式交換の差止請求を行うことができる東洋インキ SC の株主はいないため、該当事項はありません。

- (2) 会社法第 797 条の規定による手続きの経過

東洋インキ SC は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項第 1 号の規定により、2021 年 6 月 18 日付で、東洋インキ SC の株主に対し、本件株式交換を実施する旨並びに株式交換完全子会社であるマツイカガクの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、東洋インキ SC は会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会決議による承認を受けずに本件株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による株式買取請求を行うことができる東洋インキ SC の株主はいないため、該当事項はありません。

- (3) 会社法第 799 条の規定による手続きの経過

東洋インキ SC は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 6 月 18 日付の官報及び電子公告にて、本件株式交換を実施する旨、株式交換完全子会社であるマツイカガクの商号及び住所、東洋インキ SC 及びマツイカガクの計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、公告いたしました。所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転したマツイカガクの株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本件株式交換により東洋インキ SC に移転したマツイカガクの株式の数は、普通株式 52,000 株です。

5. その他本件株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) 東洋インキ SC は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1

項に定める株主総会の承認を得ずに、本件株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本件株式交換に反対の意思を表明した東洋インキ SC の株主はおりませんでした。

(2) マツイカガクは、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに、本件株式交換を行いました。

(3) 本件株式交換に係る割当ての内容については、マツイカガクの普通株式を有する株主のうち、東洋インキ SC を除く唯一の株主に対して、その保有するマツイカガクの普通株式の全部に代えて、金 101,972,000 円を交付しました。なお、マツイカガクの株式価値については、同社が非上場であること及び当社連結子会社であることを勘案したうえで、貸借対照表上の資産及び負債を基礎として時価に基づく含み損益を反映させた純資産価格によって株式価値を評価する修正簿価純資産法を基礎として算定し、その結果のもとに、当事者間で協議の上、割当ての内容を決定しております。

(4) 本件株式交換により増加した東洋インキ SC の資本金及び準備金の額は、以下の通りです。

- ① 資本金の額 : 0 円
- ② 資本準備金の額 : 会社計算規則第 39 条の規定に従い、当社が別途定める額
- ③ 利益準備金の額 : 0 円

以上